

2025 年度 事業計画

2025 年度 事業計画

本会は、水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下、「水道事業等」という。）におけるデータ流通の基盤となるプラットフォームの標準化（以下、「水道情報活用システム」という。）を推進することで、水道事業者等におけるデータの横断的な利活用を促進し、もって水道事業者等の社会的責任の遂行と顧客満足度の向上に寄与することを目的とする。

2025 年度は、本会の目的を達成するため、水道事業等が抱える様々な課題に対して従前以上に積極的な姿勢で対処すべく、SENQ 霞が関を主たる活動拠点として関係機関等との連携を深め、次に掲げる会議等及び事業を積極的に実施する。

1. 会議等

本会の会務、事業全般の企画立案、計画の策定、執行等のため、以下の会議等を開催する。なお、総会、部会、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）及び、スペシャルインタレストグループ（以下、「SIG」という。）等の会議は、原則として Web 会議システムの併用等を採用する。

（1）総会

定時総会を年 1 回（原則として 6 月）開催する。また、定款の定めに従い、臨時総会を随時開催する。

（2）理事会

理事会を年 2 回（原則として 6 月及び 3 月）開催する。また、定款の定めに従い、臨時理事会を随時開催する。

（3）部会

運営検討部会を年 6～8 回、仕様メンテナンス部会を年 4～6 回程度開催する。また、本会の運営及び活動上の必要に応じ、その他の部会も随時開催する。

（4）WG

水道事業者 WG を年 2 回、ベンダ WG を年 1～2 回程度開催する。また、部会の決議により、その他の WG を開催することができる。

（5）SIG

従来のアセットマネジメント SIG 及び料金・会計システム SIG に加え、コミュニティ等からの意見を踏まえ、マッピング SIG 及び監視制御 SIG の活動を新たに開始する。各 SIG は、議事の進捗に応じ随時開催されるものとする。また、部会の決議により、その他の SIG を開催することができるものとする。

(6) その他

前各号の会議のほか、会員間の意見交換の場としてコミュニティを随時開催する。次回のコミュニティ開催にあたっては、コミュニティのメンバーを追加募集するものとする。また、SENQ 霞が関において、会員や関係機関等との交流機会を積極的に設けるものとする。

2. 事業

(1) 水道情報活用システム標準仕様書の管理業務（仕様書管理事業）

管理業務運用規程に基づき、水道情報活用システムを介したデータ流通のルールの周知、標準仕様書の保管及び改定要求の取りまとめ等を行う。なお、標準仕様書の改定要求書(CR)の審査・承認等については、公益財団法人水道技術研究センター（JWRC）に設置された水道情報活用システム標準仕様審査委員会と連携し、年2回（原則として9月及び3月）実施する。

(2) 水道情報活用システムの普及促進業務（普及・広報事業）

① 事業者情報交換会（全国説明会）の実施

水道情報活用システムの普及促進に資する事業者情報交換会（全国説明会）を、年6～8回程度実施する。なお、開催形式は現地開催を基本とし、夏季から秋季にかけて4～6回、冬季に2回を予定する。水道事業者等の要望に応じてテーマをアレンジするほか、導入事業者や水道標準プラットフォーム運営事業者、ベンダ企業等との対面方式での意見交換が図れるような企画として実施する。なお、水道広域化推進プランを策定する全国の都道府県との共催又は後援や、官民連携会議等に参加する形式で実施することも視野に入れて企画検討を進めるものとする。

② 個別要請に応じた説明対応等

水道事業者等からの研修、相談会、交流会等の実施要請に対し、現地又は Web 参加により、可能な限り対応する。また、ベンダ会員による提案機会（但し、標準仕様準拠アプリケーションサービス・製品を提供するベンダ会員を優先する。）や、会員間のマッチングの場を随時設ける。

③ ウェビナー・特別講演会等の実施

水道情報活用システムに関連する最新の政策動向、有識者による基調講演、技術動向や事業運営に関する情報提供等をコンテンツとしたウェビナーや関係機関等を招いた特別講演会等を開催する。

④ 本会の目的達成に資するコンテンツの充実

本会を標章するロゴマークの制定、水道情報活用システムの説明動画コンテンツや本会紹介のリーフレット等を作成するとともに、本会 Web サイト上のコンテンツ（標準仕様に準拠した接続確認済みアプリ・製品の公表等）を随時更新し、その拡充を図る。

⑤ 独立行政法人情報処理推進機構等との連携

水道情報活用システムの普及・広報に関する活動について、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と随時連携し、IPA 製作の「水道情報活用システム事例集・ガイドブック」の頒布

及び説明に協力することにより、導入検討中の水道事業者等の意思決定や調達を支援する。
その他関係機関等との連携強化にも努めるものとする。

(3) 水道情報活用システムに関する調査研究業務（調査事業）

水道事業に係るデータ利活用、DX 促進、広域化、官民連携、災害対策・BCP 等の政策動向を踏まえ、水道情報活用システムに関連する情報を幅広く収集し、会員に適宜共有する。

(4) 導入検討事業者向け企画の検討・実施

昨年度に実施したパイロット視察調査の成果を踏まえ、水道情報活用システムの普及促進の観点から、特に水道情報活用システムの導入を検討する水道事業者会員を対象として、監視制御システム又は業務系システム導入現場への視察や事例共有等の企画を検討・実施する。

(5) その他

前各号に掲げる事業のほか、水道情報活用システムの普及促進に向け、導入事例の紹介や調達仕様書案に対する助言、説明資料の提供等を検討・実施する。

以上